平成 18 年 4 月 20 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 ラ ン ド
代表者の役職氏名　代表取締役社長　松 谷 昌 樹
(コード番号:8918)
問合せ先　取締役管理部長　佐 瀬 雅 昭
電話番号　045－664－6669(代表)

ストック・オプション(新株予約権)の発行条件に関するお知らせ

当社は、平成18年4月20日開催の取締役会において、商法第280条ノ20、第280条ノ21の規定及び平成17年5月26日開催の当社第9回定時株主総会決議に基づきストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行日
平成18年4月28日(金)を予定

2. 新株予約権の発行数
600個(新株予約権1個につき目的となる株式の数:1株)

3. 新株予約権の発行価額
無償とする。

4. 新株予約権割当の対象者
当社ならびに当社子会社の取締役、監査役、従業員及び当社顧問合計67名

5. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式　600株

6. 新株予約権行使時に払込みをすべき金額
新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権を発行する日(平成18年4月28日)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の最終価格(以下「最終価格」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(ただし、1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。)とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終価格(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、当該最終価格とする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
未定（平成 18 年4月 28 日に決定する）

8. 新株予約権を行使することができる期間
平成 20 年6月 1 日から平成 23 年5月 31 日まで

9. 権利行使により新株を発行する場合の新株発行価額中、資本に組み入れない額
新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株式の発行価額のうち、資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

10. 新株予約権の行使の条件
①新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。
②新株予約権者は、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、直ちに新株予約権を喪失し、当社に対して無償で返還するものとする。
③ その他権利行使の条件(上記①に関する詳細も含む。)は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」および同契約に基づき取締役会が定める「新株予約権付与契約に関する細則」に定めるところによるものとする。

11. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

（ご参考）
・定時株主総会付議のための取締役会　　平成 17 年4月 11 日
・定時株主総会の決議日　　平成 17 年5月 26 日

以　上